

国連勧告及び政府の見解について

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

（1966年採択、1976年発効、日本1979年批准）

第19条

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重 (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第20条

- 1 戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。
- 2 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

（1965年採択、1969年発効、日本1995年加入）

第1条

- 1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

第2条

1 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。

(b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

(c) 各締約国は、政府（国及び地方）の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。

(d) 各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

第4条

締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a) 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b) 人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

自由権規約委員会 日本の第6回定期報告書審査の最終見解(2014年7月23日)

Hate speech and racial discrimination

12. The Committee expresses concern at the widespread racist discourse against members of minority groups, such as Koreans, Chinese or Burakumin, inciting hatred and discrimination against them, and the insufficient protection granted against these acts in the criminal and civil code. The Committee also expresses concern at the high number of extremist demonstrations authorised, the harassment and violence perpetrated against minorities, including against foreign students, as well the open display in private establishments of signs such as “Japanese only” (arts. 2, 19, 20 and 27).

The State should prohibit all propaganda advocating racial superiority or hatred that incites to discrimination, hostility or violence, and should prohibit demonstrations that intended to disseminate such propaganda. The State party should also allocate sufficient resources for awareness-raising campaigns against racism and increase its efforts to ensure that judges, prosecutors and police officials are trained to be able to detect hate and racially motivated crimes. The State party should also take all necessary steps to prevent racist attacks and to ensure that the alleged perpetrators are thoroughly investigated and prosecuted and, if convicted, punished with appropriate sanctions.

人種差別撤廃委員会 日本の第7~9回定期報告書審査の最終見解(2014年8月28日)

Hate speech and hate crimes

11. The Committee is concerned about reports of the spread of hate speech including incitement to imminent violence in the State party by right-wing movements or groups which organize racist demonstrations and rallies against foreigners and minorities, in particular Koreans. The Committee is also concerned by reports of statements made by public officials and politicians amounting to hate speech and incitement to hatred. The Committee is further concerned by the propagation of hate speech and incitement to racist violence and hatred during rallies and in the

media, including the Internet. Furthermore, the Committee is concerned that such acts are not always properly investigated and prosecuted by the State party (art. 4).

Recalling its general recommendations No. 35 (2013) on combating racist hate speech, the Committee recalls that measures to monitor and combat racist speech should not be used as a pretext to curtail expression of protest. However, the Committee reminds the State party of the importance of safeguarding the rights of vulnerable groups in need of protection against racist hate speech and hate crimes. The Committee recommends, therefore that the State party take appropriate measures to:

- (a) Firmly address manifestations of hate and racism as well as incitement to racist violence and hatred during rallies;
- (b) Take appropriate steps to combat hate speech in media including the Internet;
- (c) Investigate and, where appropriate, prosecute private individuals as well as organizations responsible for such acts;
- (d) Pursue appropriate sanctions against public officials and politicians who disseminate hate speech and incitement to hatred; and
- (e) Address the root causes of racist hate speech and strengthen measures of teaching, education, culture and information, with a view to combating prejudices which lead to racial discrimination and to promoting understanding, tolerance and friendship among nations and among racial or ethnic groups.

人種差別撤廃委員会 一般的勧告 35 (2013) 人種差別的ヘイトスピーチと闘う

・ヘイトスピーチと効果的に闘うためには、人種差別を禁止する民法・行政法・刑法にまたがる包括的な立法が不可欠

・犯罪とする人種主義的表現形態は重大なものに限定、罪刑法定主義、均衡性・必要性の原則の重視

・ジェノサイドや人道に対する罪の否定・正当化は法律によって処罰しうる犯罪。歴史的事実に対する意見の表明は処罰・禁止されるべきではない

- ・ 犯罪化に際して考慮すべき要素は、スピーチの内容と形態、経済的・社会的及び政治的風潮
- ・ 4条の留保が維持されている場合、締約国はその留保の必要性、性質、範囲、国内法及び政策への影響、撤回に向けての計画を提供しなければならない

ラバト行動計画（2012）「国連人権高等弁務官年次報告書 2013」

- ・ 3つの表現のカテゴリーに明確な区別が必要：犯罪を構成する表現、刑法で罰することはできないが民事裁判や行政による制裁がなされうる表現、寛容や他者の権利の尊重に関して憂慮すべき表現
- ・ 表現の自由の制約のための合法性・比例原則・必要性テストの厳格な適用
- ・ ある表現が犯罪を構成するためには、文脈、発言者、意図、内容と形式、言語行為の範囲、切迫の度合いを含む結果の蓋然性の検討が必要

日本政府の対応

- ・ 人種差別撤廃条約 4条(a)(b)の留保理由

同条項は、さまざまな場面における様々な態様の行為を含む非常に広い概念を規定しており、そのすべての場合を刑罰法規をもって規制することになれば、例えば、文明評論や政治評論などの正当な言論を不当に制約することになるおそれがある。

この規定が定める諸概念を刑罰法規の構成要件として用いることについては、刑罰の対象となる行為とそうでないものとの境界が明確でなく、罪刑法定主義に反するおそれがある。

- ・ 自由権規約委員会からの質問事項に対する日本政府回答

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000031106.pdf> 問 10

- ・ 人種差別撤廃条約日本政府定期報告書（2013）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023044.pdf> 第 4 条

問10 特に韓国人やレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー（性転換）といった特定の集団を標的とした憎悪や差別を扇動する声明やスピーチへの対処のために締約国が取った措置につき情報提供願いたい。また、人種の優越性プロパガンダの流布や、「日本人のみ」といったビジネス指定及び部落民の否定的な固定観念に対処するために行われた努力にかかる情報を提供願いたい。

（答）

79. 法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」、「性的指向を理由とする差別をなくそう」、「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」及び「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、1年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の各種啓発活動を実施するとともに、個別具体的な人権侵害の被害の申告等があれば、調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じるなどしている。
80. なお、近時、デモ等において、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が行われていることを踏まえ、各種研修等において「外国人の人権」を取り上げる機会を増やすとともに、インターネットバナー広告、ポスター及びリーフレットの作成・配布など、効果的な啓発を実施していくこととしている。
81. 「日本人のみ」、「部落民」に限定した取組ではないが、厚生労働省では、企業の採用選考に当たっては、応募者の基本的人権を尊重し、就職差別を未然に防ぐという観点から、①広く応募者に門戸を開き、②応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行うよう、雇用主に対して啓発・指導を行っている。
82. 具体的な啓発の取組としては、以下を実施している。
- ①日本経済団体連合会、日本民間放送連盟など経済・事業別団体104団体に対して、文書により、公正な採用選考の確保について傘下企業への指導を要請
 - ②公正な採用選考についてのガイドブック、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
 - ③中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施
 - ④事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及び公共職業安定所が、同推進員に対して研修会を開催
 - ⑤従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開

催

83. 文部科学省においては、従来から、人権尊重の意識を高める教育を推進することは大変重要であると認識しており、憲法及び教育基本法の精神に則り、学校や公民館等において、地域の実情に応じた人権教育を推進してきた。
84. さらに、平成 25 年度からは、新たに「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」に約 2 億円を措置しており、公民館など社会教育施設を中心とし、地域における人権などの現代的課題の解決を図る先進的な取組を支援していく。
85. また、学校教育においては、平成 12 年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定や平成 14 年の「人権教育及び啓発に関する基本計画」の閣議決定を踏まえ、平成 15 年に人権教育の指導方法等に関する調査研究会議を設置し、約 5 年にわたる調査審議を経て、平成 20 年に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を公表したところ。
86. 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は、学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方や人権教育の指導方法等の改善・充実についての理論的指針を提供するものであり、文部科学省としては、この内容を踏まえ、都道府県の人権教育担当者を集めた会議等を通じ、法律や基本計画、[第三次とりまとめ]の趣旨の周知を図るとともに、人権教育の指導方法等に関する調査研究やモデル事業などを実施することにより、学校における人権教育の推進を図っているところ。
87. 今後とも、学校において、人権に関する知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成する教育が行われるよう努めていく。

80. 独立行政法人教員研修センターにおいて、人権教育の指導的立場を担う者を対象として、人権教育に関する国内外の動向や人権教育に関する効果的な指導方法等について、研究協議及び演習等を行うことにより、児童生徒に人権を尊重する態度を育成するための必要な知識等を修得させ、各地域において、人権教育に関する研修の講師等としての活動や、各学校への指導・助言等が受講者により行われることを目的として、「人権教育指導者養成研修」を実施している。

また、学校における校内研修の中で人権教育についての研修が取り組まれているほか、多くの都道府県教育委員会等において人権教育担当者向けの研修が実施されているとともに、初任者研修や10年経験者研修などライフステージに応じた研修のプログラムにおいても人権教育に関する内容が扱われている。

第3条

81. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ36参照。

82. また、居住や職業選択における人種的分離に関し、我が国憲法第22条第1項は、「何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」旨規定している。また、教育分野についても憲法第26条第1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」旨規定している。

第4条

1. 留保

83. 我が国が本条約第4条(a)及び(b)に関して付している留保及びその理由については、第1回・第2回政府報告パラグラフ72から74参照。

84. 右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない。

85. 我が国は、人種差別撤廃委員会より、第3回・第4回・第5回・第6回

政府報告を受けて出された最終見解で、本条約第4条(a)及び(b)の留保の維持の必要性につき、留保の範囲の縮小、及びできれば留保の撤回を視野に入れて検証することを懇請する旨の勧告を受けたが、以上の理由により撤回又は範囲の縮小は考えていない。

2. 流布、扇動、暴力の処罰化

86. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ39、40参照。

3. 情報分野における規制等

87. 総務省は、電気通信事業者団体が作成した、インターネット上の人種差別を含む違法・有害情報への対応に関する「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約款モデル条項」等の周知活動を支援している。

88. また、インターネット上の権利侵害情報について、プロバイダ等が当該情報を削除等した場合の責任を制限する「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ責任制限法」という。)(2002年5月施行)の運用に努めている。

89. 特に、電気通信事業者団体等で構成される協議会により、プロバイダ等の行動指針としてプロバイダ責任制限法の施行に併せて策定された「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の2004年10月の改定において、インターネット上の人権侵害事案で、被害者が自ら削除要請するのが困難であるなど一定のものについて、法務省の人権擁護機関が権利侵害情報の削除依頼を行う手続等が新たに盛り込まれたが、総務省は本ガイドラインの周知活動の支援等を行っている。

90. 放送については、放送法の規定により、放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、公安及び善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないですること等とされているほか、放送番組の編集の基準(番組基準)を定め、これに基づいて放送番組の編集をし、また、放送番組の適正を図るために放送番組審議機関を設置することとされている。これらの規定を通じて、各放送事業者は、放送番組が、人種差別の流布、扇動及び暴力を正当化し、もしくは助長することによって、公安及び善良な風俗を害すること等のないよう適切に放送を行うこととなる。

91. 学識経験者やジャーナリスト、メディア関係者などからなる「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」を2009年12月から約1年間開催し、放送事業者や彼らが自主的に設立した「放送倫理・番組向上機構（BPO）」等による自律的な取組みを促す報告書をまとめている。

4. 扇動団体の活動の禁止

92. 第1回・第2回政府報告パラグラフ88から90参照。

5. 人種差別的動機の刑法上の取扱い

93. 人種主義的動機は、我が国の刑事裁判手続において、動機の悪質性として適切に立証しており、裁判所において量刑上考慮されているものと認識している。

6. 国内裁判所の関連判決

94. 本条約第4条に関連する人種差別の事例を扱う裁判所の判決（2008年1月から2012年12月）の例については、以下のとおり。なお、本条約その他の条文に関連する裁判所の判決の情報については、第6条部分を参照。

2009年5月28日東京地方裁判所判決

95. 出入国管理及び難民認定法所定の「定住者」の地位を定める定住者告示において、法務大臣が、出入国管理の目的の一つである国内の治安の維持の観点から、日系人及びその家族との関係において、「定住者」の在留資格の決定の要件として素行善良を原則として付加したこと²が、法務大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められず、不合理な差別又は人種差別の行為・慣行の従事及び助長・扇動に当たるということでもないから、憲法14条1項（平等原則）並びに人種差別撤廃条約2条1項(a)及び4条(c)に違反しないと判断された事例。

² 法務省告示（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件（平成2年法務省告示第132号）に素行善良要件を加える告示（平成18年法務省告示第172号）。日系人及びその家族のうち、中国残留孤児及びその親族並びにインドシナ難民及びベトナム難民は追加の対象から除外されている。）

